

公 示

九 州 運 輸 局 長
令 和 7 年 10 月 14 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年10月24日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

- 1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. 事案の件名及びその番号
- 3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第64号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
			別紙のとおり					

(公示番号 九運公第64号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
熊7廃8	廃止	熊本バス株式会社	熊本県宇城市豊野町安見3435地先	熊本県宇城市豊野町山崎967-2地先	1.30	R8.4.1	運転士の労働環境改善を図り、運転士不足を解消するため。	
			熊本県宇城市豊野町山崎967-2地先	熊本県宇城市豊野町山崎389地先	1.00			
			熊本県宇城市豊野町山崎389地先	熊本県宇城市豊野町山崎394-3地先	0.30			
			熊本県宇城市豊野町山崎394-3地先	熊本県宇城市豊野町中間3349-2地先	3.00			
			熊本県宇城市豊野町中間3349-2地先	熊本県宇城市豊野町上郷1384-1地先	1.60			
熊7廃止9	廃止	熊本バス株式会社	熊本県下益城郡美里町原町248-1地先	熊本県下益城郡美里町栗崎171地先	1.30	R8.4.1	運転士の労働環境改善を図り、運転士不足を解消するため。	
			熊本県下益城郡美里町栗崎171地先	熊本県下益城郡美里町畝野2475-2地先	3.80			
			熊本県下益城郡美里町畝野2475-2地先	熊本県下益城郡美里町畝野632-5地先	1.40			
			熊本県下益城郡美里町畝野632-5地先	熊本県下益城郡美里町遠野17-1地先	0.30			
			熊本県下益城郡美里町遠野17-1地先	熊本県上益城郡山都町津留808地先	7.30			
			熊本県上益城郡山都町津留808地先	熊本県上益城郡山都町白小野1368地先	4.30			
			熊本県上益城郡山都町白小野1368地先	熊本県上益城郡山都町牧野556地先	1.50			
			熊本県上益城郡山都町牧野556地先	熊本県上益城郡山都町下馬尾1地先	2.40			